

平成30年箕輪町監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定により実施し、同条第9項の規定により提出した平成28年度以前の定期監査結果報告に対し、講じた措置について同条第12項の規程により、別紙のとおりこれを公表する。

平成30年4月13日

箕輪町監査委員 松本 豊 實

箕輪町監査委員 下原 甲子人

平成 28 年度以前定期監査で改善を求められた事項の処理状況

施設監査

() 内：前回監査年度

1 東小学校 (28) 学校教育課

- 北校舎の非常扉が、床に擦ってしまい閉まらない状態となっています。非常時の際に開閉できないのは大変危険であるので至急改善してください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成 29 年度で予算が確保され、夏季休業中に修理が完了した。

- 中央校舎の東側に設置されているプロパンガスについて、設置業者の責任範囲であると考えられるが、子どもの安全対策の面からもフェンス等の設置が必要と考える。設置業者を含めて対応されたい。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

伊北 L P ガスセンターに確認。囲った場合、ガスが漏れた時等囲いの中にたまり拡散しないため密度が濃くなり火が出ることもある。倒れなければよい。雨風については大丈夫である。業者による期限管理、検査もできている。・・・囲い不要。

2 西小学校 (28) 学校教育課

- ランチルーム西側の軒裏が破損しています。ランチルームの雨漏りもひどくバケツを 10 個以上並べて対応していると聞きます。児童全員が利用するため、原因調査を行い修繕してください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成 29 年度予算にて平成 30 年 3 月春休み期間に屋根塗装工事修繕済。

- 図書室北側の雨漏りについて、ブルーシートを本の上にかけ非常対応していると聞きます。原因調査を行い修繕してください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成 29 年度雨漏り修理済み。

3 農業青少年センター (25) 産業振興課

- 老朽化による建物の維持管理を軽減するため、将来的に取り壊しなど土地利用を含め引き続き研究をしてください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成 28 年度に建物の耐震診断を行ったところ、指標で定める最低値を満たしておらず、耐震強度不足であることが判明しました。財政担当課も交えて検討する中で、本施設は既に所期の目的を達成し、今後町として利用する見込みがないと判断しました。しかしながら、今日もなお松島春日町常会の集会施設として使用されていることから、同常会に対し耐震診断結果と町としての考えを伝え、常会として施設の今後のあり方について検討いた

いただきました。

その結果、建物を取り壊したうえで同一敷地にて常会単独の集会施設を再築する意見でまとまりました。町としては、安全確保の観点から平成31年度中には建物の解体工事を行いたい旨常会に伝えましたが、常会では建物の規模から検討するなど再築に向けての話し合いが今後本格化する見込みです。

なお、本施設のある土地の所有者は町ですが、町が土地を購入した当時に常会が購入費の約4分の1の費用を負担した経緯があります。

4 中学校（28）

- 3棟校舎2階、3階の廊下及び3年2組、3組の床は歩くと大きく沈んでしまいます。原因を調査するとともに修繕してください。
 - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
3棟3階の廊下・教室（3年1～4組）については、本年度予算において張替工事済み。
3階2階の廊下については、来年度以降検討予定。

5 中部小学校（28）

- 南庭の土手にあるフェンスが道路側に傾いています。フェンスと土手の隙間も大きく、ポール等が道路に落ちてしまいます。PTA作業等で対応しているようですが、危険であるため根本的な修繕が必要です。
 - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
今年度修繕済み。

6 南小学校（28） 学校教育課

- プールサイドのマンホール周りに段差があるが、児童が裸足でプールサイドを利用するためケガ等を防止するよう改善してください。
 - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
今年度予算で改修済み。

7 北小学校（28）

- 中校舎屋上のパラペットについて一部破損しています。また、ひび割れ部分も確認されており非常に危険です。今の所、下に落下はしていませんが大変危険であるので早急に修繕してください。
 - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
今年度予算で改修済み。
- 前回指摘した体育館の雨漏りは修繕されましたが、新たにステージの上から雨漏りがしています。現在、足場にベニヤ板を敷きバケツを置いて対応していますが早急に原因調査を行い修繕してください。
 - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
昨年度、業者に応急処置をしていただき、今のところ雨漏りはしていない。
様子見の状況です。

8 役場庁舎 (28) 総務課

- 庁舎内の書類、物品の整理整頓について、1階西の北側書庫や印刷室に書類、物品が山積みになっています。また、2階204号室は、一部倉庫状態となっているため整理整頓の徹底を図ってください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

庁舎内の書類、物品の整理整頓について、常時心掛けるように指示し改善している。204号室については、不用なものの処分を行い整理整頓に努めている。

9 情報通信センター (27) 総務課

- 施設内部にある機器類について、建設の際施設の一部として取り扱われているため物品としての登録がされていない機器が多く、更新の際にも事業の一部としての取扱いのため、登録がないものが多いようです。また、この分野での技術革新が速く機器の入替えも多くなっています。しかし、その取扱いや運用に関しては非常に専門性が高く、民間企業にはほぼすべてを委託している現状です。内部機器の「物品」としての管理や取扱いについて明確に把握する方法を今後検討すべきです。

また、本年度組織変更により総務課から所管替えのあった機器等の把握が一部できていませんでしたので、早い時期に処理をしてください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

施設内部にある情報機器のうち、重要度の高い機器（論理的なネットワーク分離を行うネットワーク機器、セキュリティ担保のための機器、業務遂行のための環境提供やシステム関連サーバ機器等）について、名称や製造メーカー、導入年月や導入業者、その使用用途、保守業者と連絡先などを整理するための「設置機器台帳」を作成することとした。

また台帳は、運用委託する民間業者が作成するのではなく、機器の特定や把握を目指すため、職員自らによる作成を進めている。

10 地域交流センター (28) 文化スポーツ課

- 地域交流センター等を含め、施設表示が目立つところなく来場者が分かりにくいとの声がある。見やすい箇所へ表示を検討するとともに駐車場、トイレを含めた総合案内表示設置を検討すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

施設案内板設置は順次進めているところです。平成28年度では敷地内の東西へ1箇所ずつの設置とトイレ表示板（壁貼り付け）設置を実施しました。

今年度は、誘導板を町道6号線沿いに3月までに設置する予定です。

11 木下北保育園 (26) 子ども未来課

- 園舎北西角にある雨樋が破損しているので修繕してください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成26年度中に修繕対応済み。

12 三日町上町地区介護予防拠点施設 (21) 福祉課

- 相談室が物置となっており、目的外使用となっているが、これでよいのか確認すること。
なお、相談室の機能は残したほうがよいと考える。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
現在は、ストーブと掃除機を置いていますが、必要な時には直ちに相談室として使用できる状況にしています。
- 管理の協定書を地元区と締結してあるようだが、建物だけでなく備品管理の面からも、顛末書を含め使用簿を置くよう指導すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
使用簿については、カギとともに常会長が管理しており、使用者に必要な時に渡し、顛末等必要事項を記入いただくようにしています。
- 施設の事務分掌に役場担当職員を記入すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
記入済み。

13 木下一の宮地区介護予防拠点施設 (21) 福祉課

- 使用簿等の書類があるか確認すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
施設に常備し、その都度使用者が記入しています。
- 施設の事務分掌に役場の担当職員を記入すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
記入済み。

14 上古田地区介護予防拠点施設 (22) 福祉課

- 現在の管理状況は良好なので、今後も他の拠点施設同様適切な管理を望む。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況
他の施設も適切な管理をするよう、区等へ指導しています。

各課の監査

1 産業振興課 農業青少年センターについて

農業青少年センターについて、耐震診断の結果を踏まえ地元との協議をする中で、売却を含め今後の対応を検討すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成 28 年度の建物耐震診断結果と今後町として利用の見込みがないことを地元常会に伝え、常会内で施設のあり方を検討いただいた結果、建物を取り壊したうえで同一敷地に常会単独の集会施設を建設する意見でまとまりました。

現在、常会では集会所建設委員会（仮称）を立ち上げるところと聞いています。

なお、土地については常会が購入費の一部を負担しており、新たな集会施設を当地に建設したい意向から売却することはできないと考えます。

2 水道課 休止施設の利用について

現在、休止している木下水源滅菌室及びポンプ室並びに大原配水池ポンプ室について、施設の取り壊し・緊急時の対応施設等、施設の必要性を十分検討し今後の管理方法等明確にすること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

[木下水源滅菌室・ポンプ室]

平成 29 年度で施設の点検・清掃・片づけ等を実施し、平成 30 年度で施設の廃止について検討し、平成 31 年度以降、取り壊し・払い下げ等を行っていく予定としたい。

[大原配水池ポンプ室]

松島春日町から松島北三にかけて水圧が低く、以前から増圧要望が出されている。今後、大原配水系高区配水池増設を視野に、いつでも稼働可能となるよう管理していきたいと考える。

3 文化スポーツ課 児童遊園の借地料について

町内にある児童遊園の借地料について、1 m²当りの単価にばらつきが見られる。今までの経緯を確認するとともに、更新時には単価の見直しを含め協議し対応すること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

遊具付公園の借地料については、昭和 48 年の都市計画公園用地が始まりであり、当時は政府壳渡米価格と平均収穫量を基にした契約であった。

途中、米価上昇による値上げや下降による据置措置、また、周辺売買実例からの値上げもあったが、平成 6 年からは固定資産税の現況課税の実施に伴い税額分の上乗せがされ大幅に増額された。以降物価上昇率にて算出している。

現契約は平成 30 年 3 月が更新期であり、地価公示価格も下落が続いていることからも土地利用等調整委員会にも諮り、見直しを行いたい。

4 学校教育課 教員住宅について

現在、入居可能な戸数 20 戸（三日町 1 戸、上古田 1 戸、メゾンみんなのわ 18 戸）の内入居戸数 4 戸である。教員住宅の償還も終了している。今後の教員住宅の利用方法を含め対応が必

要である。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

- ・上古田住宅は台風による損壊があり、修繕と取壊しを比較検討し、取壊しを予定。
 - ・メゾンみんなのわについては、別の利用形態を検討中。
(町営住宅、障がい者施設としての利用等)

(町営住宅、障がい者施設としての利用等)

5 企画振興課 施設維持管理契約について

北小河内にある町所有の建物であるふるさと文化保存館、ふるさと歴史小図書館、ふるさとふれあい館の3施設について、施設の維持管理は北小河内区で行っているが、北小河内区との管理契約が不明確である。施設修繕に係る費用、維持管理に係る費用等の負担について管理契約を明確にしておく必要があると考えられる。他の町所有の施設であって、地元区等が管理している施設についても管理契約を確認し、明確にすること。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

ふるさと文化保存館、ふるさと歴史小図書館、ふるさとふれあい館について、北小河内区長と管理委託契約書により契約を締結している。管理委託契約書により施設修繕に係る費用、維持管理に係る費用等の負担については北小河内区の負担とすることとしている。その他町有の施設で地元区等が管理している施設はない。